

徳島県情報公開審査会答申第50号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成19年5月7日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（株）から環境保全協定に基づいた県に提出された××製造に係る廃棄物の処理計画の変更届け及び事前協議文書含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年6月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、徳島県及び阿南市（以下「甲」という。）と（株）及び（株）（以下「乙」という。）が平成7年2月8日に締結した環境保全協定書（以下「協定」という。）第9条第2号の規定に基づき（株）から提出された平成18年11月21日付け「産業廃棄物の処理に関する計画の一部変更について」と題された報告書（以下「処理計画」という。）並びに同号に規定する事前協議に関する文書（以下「協議文書」という。）と特定した上で、処理計画については公文書部分公開決定処分を、協議文書については公文書を保有していないことを理由として公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成19年6月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年7月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 協定第9条に「産業廃棄物の処理については、乙は処理方法等計画を変更するときは、事前に甲と協議する」と明記されており、産業廃棄物の処理計画及び有効利用に関する資料として公にするものであり、書類がないとする行為は許されない。
- (2) (株)が提出した「平成18年度徳島県リサイクル認定制度に係る申請書類」の中に「処理計画」や「県の職員と事前協議した」旨の資料が添付されており、協議した資料があるはずである。
- (3) 環境整備課の見解によると、「灰が有価物であれば廃棄物でないから、申請を受け付ける書類はない。廃棄物だったらある。」と主張しているが、廃棄物として県外に出すという当初の申請は受け付けていながら、今回の申請がないというのはおかしい。
- (4) 本件請求に関連した別の公文書公開請求に対しては、協議文書が部分公開されており、本件請求に係る公文書もあって当然である。
- (5) 一般的に大企業がやることだし、環境ということを考えたら、あってしかるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 協定及び処理計画等について

- (1) 協定第9条第2号には、「産業廃棄物の処理については、乙は、産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、又は処理方法等計画を変更（軽微な変更を除く。）するときは、事前に甲と協議するとともに、産業廃棄物の種類ごとの発生量及び処理量について甲に報告する。」と規定されている。
- (2) 処理計画は、過去に提出された産業廃棄物の処理に関する計画（旧処理計画）の一部変更に関するものであり、具体的な変更箇所は、産業廃棄物である石炭灰の年間発生量（約22万トン）は変わらず、旧処理計画ではセメント原料として有効利用する処理量を年間約20万トンと計画していたものを年間約18万トンに変更し、新たに年間約2万トンの石炭灰を原料とした「××」という人工地盤材料を製造・売却するという処理方法を追加するものである。
- (3) 新たに製造する「××」は、石炭灰に、水とセメント、消石灰を混合・造粒して製造する人工地盤材料で、国土交通省の外郭団体である(財)土木研究センターの「建設技術審査証明」を平成16年に取得しており、強度、耐久性、環境に対する安全性等が証明されたりサイクル製品であり、平成18年度徳島県リサイクル認定製品でもある。

2 本件処分の理由について

協定第9条第2号には事前に協議すると規定されているが、必ずしも文書による協議

が求められているものではない。

また、今回の協議対象は新たに製造する「××」についてであるが、当該製品は環境保全上、特に問題の発生はなく、改めて検討を行う必要もなかったことから、口頭による協議及び復命を行ったものであり、(株)から事前協議に係る文書の提出を受けた事実はなく、協議記録も作成していない。

よって、請求に係る公文書を保有していないため、条例第7条第2号に該当すると判断し、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

実施機関は請求に係る公文書が不存在であるとして本件処分を行い、異議申立人は当該公文書は存在するはずであり速やかな公開を求めている。

本件事案に係る公文書は、協議に関する文書についてであるが、一般的に、県が事務又は事業を遂行する上で、県民、事業者、関係機関等との間で、様々な審議、検討、協議等がなされるが、それら協議結果を公文書として作成・保存することが義務づけられているものを除き、協議記録を作成するか否かは、当該協議等の法的根拠、協議内容の重要性や正確性、また、県民に対する説明責任を果たすという観点から、個々の協議について総合的に判断すべきものである。

本件事案について、当審査会は、公文書不存在を理由とした本件処分が条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) まず、協定第9条第2号に規定する協議に関して、協議の相手方から事前協議文書等の提出を求めたり、協議結果を文書化することが義務付けられているかどうかについて検討を行う。

協定第9条第2号には「処理方法等計画を変更(軽微な変更を除く。)するときは、事前に甲と協議する」と規定されているが、協議文書の作成等についての記載はない。また、協定締結日に甲と乙が交換した覚書にも協議方法等に関する記載はない。

このことから、文書による協議が義務付けられたものであるとすることはできない。

(2) 次に、協議文書が存在するかどうかについてであるが、異議申立人は第3の2の(2)に記載のとおり、今回の協議対象である「××」について(株)が県に提出した「リサイクル認定申請書類」の中に「県の職員と事前協議した」旨の資料が添付されていることをもって協議文書の存在を主張しているが、実施機関の口頭処分理由説明によると「事前協議した旨の記載があることが直ちに文書の存在を裏付けるものではない。確かに協議は行ったが、協議内容が比較的軽易なものであったため、協議結果を文書化する必要性がないと判断した。」と述べている。

異議申立人が主張するように、(株)が県に提出した書類の中に「事前協議した」旨の記載があったとしても、それは協議を行ったという行為を裏付ける根拠にはなるが、協議を行ったから協議文書があるという主張は推測の域を出ず、その後実施機関が協議文書を作成したことを裏付ける根拠としては採用できない。

(3) さらに、実施機関は協議内容が軽易なものであったため協議文書を作成しなかったと述べている点について検討を行う。

本件請求により異議申立人に公開された処理計画を見てみると、産業廃棄物である「石炭灰」「汚泥」「廃油」「石炭内異物」の4種類について、発生量、処理方法、処理委託先等が記載されている。このうち「石炭灰」については処理方法が大きく二つのグループに分類され、一つは売却する方法のグループであり、もう一つはセメント原料として有効利用する方法のグループである。

売却する方法のグループには「有償売却する石炭灰(通常売却)[約2万トン/年]($\times\times$ 売却)[約2万トン/年]」との記載があり、($\times\times$ 売却)と記載された右側に手書きで「追加分」と記載されている。一方、セメント原料として有効利用するグループには「セメント原料(有効利用)[約18万t/年]」との記載があり、当該記載の下側に手書きで「変更箇所 20万t 18万t」と記載されている。

実施機関の口頭処分理由説明時に、実施機関から提出された処理計画及び旧処理計画を見比べてみると、4種類の産業廃棄物のうち、変更箇所は「石炭灰」の処理方法のみであり、実施機関の説明のとおり、石炭灰の年間発生量(約22万t)は変わらず、旧処理計画には売却する方法のグループに「有償売却する石炭灰[約2万トン/年]」、セメント原料として有効利用するグループに「セメント原料(有効利用)[約20万t/年]」と記載されている。

これらのことから、セメント原料として有効利用している石炭灰(年間約20万トン)のうち、年間約2万トンを原料として「 $\times\times$ 」を製造・売却するという内容の計画変更であることが認められる。

そうすると、今回の事前協議の対象は新たに製造することとした「 $\times\times$ 」に関することであると考えられるが、実施機関は第4の1の(3)に記載のとおり、既に(財)土木研究センターの「建設技術審査証明」を取得しており、強度、耐久性、環境に対する安全性などが証明されていると述べている。この点について当審査会が確認したところ、(財)土木研究センターが行っている「建設技術審査証明」は、民間において研究・開発された技術を建設事業に適正に反映され、新技術の建設技術水準の向上を計ることを目的とした制度であり、この制度の運営に当たっては、学識経験者により構成された「審査証明委員会」において審査が行われる。今回の「 $\times\times$ 」については、「強度特性」「物理特性」「耐久性」「施工性」「環境安全性」の5項目についての審査が行われ、平成16年11月26日に当該審査証明を取得している。

また、(株)は平成18年8月31日付けで「平成18年度徳島県リサイクル認定制度に係る申請書類」を、処理計画の提出先である「環境整備課」の課内室である「ゴミゼロ推進室」に提出しており、実施機関(環境整備課)は、「 $\times\times$ 」に関する

情報を知りうる立場にあったことが認められる。

そうすると、今回の処理方法等の変更箇所は、実施機関が処理計画に手書きで注釈を付したとおり、セメント原料として処理していた年間2万トンの石炭灰を原料として新たに「××」を製造・売却するという計画変更であることが明らかな上、(株)からの平成18年11月21日付け処理計画の提出に先立つ事前協議において、実施機関は「××」に関する情報を既に知っており、当該審査証明を取得した製品の安全性等について改めて検討を行う必要がなかったとする実施機関の説明に特段不合理な点はないものと認められる。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年 7月24日	諮問
8月31日	実施機関からの理由説明書を受理
9月28日	異議申立人からの意見書を受理
10月24日	審議(第48回審査会)
11月29日	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取、審議 (第49回審査会)
12月26日	実施機関からの口頭処分理由説明の聴取、審議 (第50回審査会)
平成20年 1月15日	異議申立人から「補正書」と題された資料を受理
1月28日	審議(第51回審査会)
2月27日	審議(第52回審査会)